

新	旧
<p style="text-align: right;">医政発0324第22号 平成22年3月24日 一部改正 医政発0419第2号 平成23年4月19日 <u>一部改正 医政発0405第23号</u> <u>平成24年4月5日</u></p> <p style="text-align: center;">医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: right;">医政発0324第22号 平成22年3月24日 一部改正 医政発0419第2号 平成23年4月19日</p> <p style="text-align: center;">医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。<u>ただし、過去に本事業の補助対象となっている団体については、対象から除外するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>